

森林経営計画に基づき  
森林整備をすすめよう!



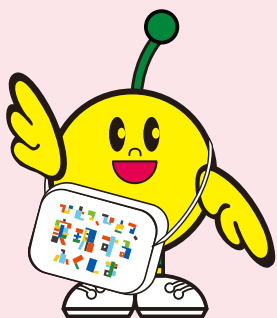
豊かな森林づくりにむけて

# 造林補助のしくみ



森林は、木材を供給するとともに、水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用、生物多様性の保全など様々な働きにより、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

このような働きを十分に発揮させるためには、森林を適切に管理・整備することが必要です。



福島県復興シンボル  
キャラクター キビタン

令和5年度  
福島県農林水産部

# I 主な造林関係事業（森林所有者等による事業）

## ① 事業の種類

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、森林の有する多面的機能の維持・増進に向け、森林整備を推進します。

事業名及び事業概要		事業内容		事業主体	査定係数	補助率
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画作成者等が面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等		市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者、民間事業者 <sup>(※4)</sup>	180 ・ 170 ・ 90 <sup>(※1)</sup>	分収林 <sup>(※3)</sup> 5/10  分収林等以外 4/10
	特定森林再生事業	森林緊急造成	自然条件等の理由で更新が困難な森林における人工造林等	市町村、森林整備法人等 森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者	180 ・ 90 <sup>(※2)</sup>	5/10  4/10
		被害森林整備	気象等による被害森林における人工造林等	市町村、森林整備法人等、森林組合等、森林経営計画策定者又は民間事業者、森林所有者	170	4/10
		重要インフラ施設周辺森林整備	重要インフラ施設周辺の森林における人工造林等	市町村、森林整備法人等 森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者	180	5/10  4/10
			保全松林緊急保護整備	松くい虫が発生している松林の整備のための衛生伐や、樹種転換のための人工造林等	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林経営計画策定者、民間事業者等	-

- ※1 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画に基づき行う人工造林（2,000本/ha以下）等：180。  
森林経営計画に基づく森林整備：査定係数170。伐採造林届出書に基づく人工造林等：90。
- ※2 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において地方公共団体と協定を締結して行う森林整備：180。その他：90。
- ※3 分収造林、分収育林契約に基づき管理された森林。
- ※4 県が公表している「意欲と能力のある林業経営者」が対象。

## ② 植栽対象樹種

すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、ヒバ、きり（タイワンギリ、ココノエギリは除く）、くぬぎ、ポプラ、こばのやまはんのき、テーダマツ、ストロブマツ、アカシヤ、けやき、えんじゅ、くり、ほおのき、とちのき、くるみ、さくら、なら、ぶな、きはだ、みずき、うるし、ドイツトウヒ、イチヨウ、その他知事が特に必要と認めた樹種。

## ③ 補助制度のしくみ

### 補助対象者

- 森林経営計画<sup>※5</sup>の認定を受けた方<sup>※6</sup>
- 民間事業者（意欲と能力のある林業経営者）

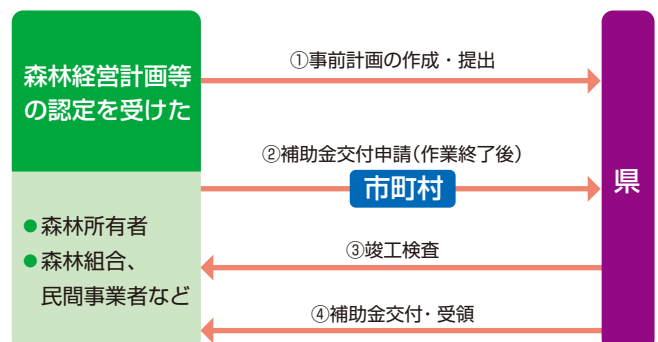
### 補助対象となる要件

- 1 施行地の面積が0.1ha以上
- 搬出間伐・更新伐  
→ 平均10m<sup>3</sup>/ha以上の木材の搬出
- 保育間伐・搬出間伐・更新伐・人工造林・森林作業道  
→ 事前計画の作成・提出

### 補助金を受けるための手続き

- 作業が終わった後、市町村に補助金交付申請を行います。
- 作業や補助金の申請・受領に関する事務を森林組合などに委任することもできます。

（注）森林組合等に補助金交付申請の手続きを依頼した場合は、②と④の手続きは森林組合等が行います。（手数料が必要です）



- ※5 森林経営計画とは、森林法の一部改正に伴い、これまでの森林施業計画に代わり新たに創設された制度。森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独又は共同で、自らが森林の経営を行う森林における施業及び保護について作成する5年間の計画。
- ※6 下刈り等の一部施業については、各種計画に基づかなくても、補助の対象となります。

## ④ 補助対象となる施業種と齢級等

区 分		森林環境保全整備事業					
		森林環境保全 直接支援事業	特定森林再生事業				
			森林緊急造成	被害森林整備	重要インフラ施設 周辺森林整備	保全松林緊急保護整備	
人工 造林	植 栽	○	○	○	○	○	
	特 殊 地 拵	—	—	—	—	○	
樹下 植栽等	複層 林型	樹下植栽	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上
		かき起こし	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上
		不用萌芽除去	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上	○上層木3齢級以上
	天然 更新型	植 え 込 み	○	○	○	○	○
		かき起こし	○	○	○	○	○
		不用萌芽除去	○	○	○	○	○
下 刈 り	○2齢級以下	○2齢級以下	○2齢級以下	○2齢級以下	○2齢級以下		
雪 起 こ し	○2～3 齢級	○2～3 齢級	○2～3 齢級	○2～3 齢級	○2～3 齢級		
倒 木 起 こ し	○5 齢級以下	○5 齢級以下	○5 齢級以下	○5 齢級以下	○5 齢級以下		
枝 打 ち	—	—	—	—	—		
除 伐 <sup>※8</sup>	○3～5 齢級	○3～5 齢級	○3～5 齢級	○3～5 齢級	○3～5 齢級		
保 育 間 伐 <sup>※9</sup>	○4～12 齢級	—	○4～12 齢級	○4～12 齢級	○4～12 齢級		
間 伐 <sup>※10</sup>	○5～12 齢級	—	—	—	—		
更 新 伐 <sup>※11</sup>	更 新 伐	○3～18 齢級	—	○3～18 齢級	○3～18 齢級	○3～18 齢級	
	整 理 伐	○3～18 齢級	—	○3～18 齢級	○3～18 齢級	○3～18 齢級	
	人 工 林 整 理 伐	○3～18 齢級	—	○3～18 齢級	○3～18 齢級	○3～18 齢級	
衛 生 伐	—	—	—	—	○		
森 林 作 業 道	○	○	○	○	○		
森 林 保 全 再 生 整 備	—	—	○	—	—		

※8 天然林においては12齢級以下が対象。

※9 伐採しようとする不良木の平均胸高直径18cm未満の林分は齢級制限がない。

※10 過密林分は齢級制限がない。また、森林環境保全直接支援事業においては、市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢の2倍の林齢以内で実施可能。

※11 森林環境保全直接支援事業においては、市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢の2倍の林齢以内で実施可能。

## Ⅱ その他の事業（県や市町村等による事業）

造林関係事業には、森林の有する多面的機能の維持・増進等を図るために市町村などが実施する以下の事業があります。

県事業名	事業概要	事業内容	事業主体	査定係数	補助率
ふくしま森林再生事業	汚染状況重点調査地域等において、地方公共団体等が緊急的に実施する森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等	地方公共団体等による保育間伐、搬出間伐、森林作業道整備 等	県、市町村、森林整備法人	180	4/10 (分収林等は5/10)
森林環境基金森林整備事業	森林施業の集約化を図り、水源区域や水源かん養機能又は山地災害防止機能が重視される森林のうち、施業が必要であるにも関わらず手入れが行われず荒廃が懸念される民有林の整備	森林機能向上事業	林業事業者等	—	①定額 (標準経費の10/10以内)
		森林機能維持事業			②定額 (500円/㎡以内)
			再造林、下刈り		意欲と能力のある林業経営者
伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドラインを遵守した、「伐採と再造林」	定額 (3,000千円/ha 以内)				
被害森林整備	林業事業者等	標準経費の10/10以内			

この他、森林環境基金による森林整備事業があります。詳しくは、県農林事務所(森林林業部)へお問い合わせください。

# 造林補助金 Q & A

## Q1 植栽や下刈を実施した場合は、補助金はいくら出ますか。

補助金は、県の定める標準単価をもとに次の式により算出されますが、樹種、林齢、植栽本数、搬出材積量などの実施状況によって異なります。

$$\text{補助金} = \text{標準単価 (1 ha 当たりの単価)} \times \text{実施面積} \times \text{査定係数} \div 100 \times \text{補助率}$$

■ 森林経営計画等に基づいて施業を行った場合（査定係数170）の1 ha 当たりの標準的な補助金は次のとおりです。

○ 標準単価は令和5年度単価です。

作業の種類	標準単価算出の条件例	標準単価 (千円/ha)	補助金額 (千円/ha)	備考
人工造林	スギコンテナ（普通苗）の植栽（2,500本以上/ha）	1,192	810	
樹下植栽 (育成複層林の造成)	コナラの植栽（1,000本以上/ha）	718	488	
不用萌芽の除去		453	308	
下刈り	全刈り	196	133	
除伐		202	137	
保育間伐	選木、伐倒、枝払、玉切	283	192	
定性間伐(車輛系) (間伐率30%以上) 機械損料率計上あり	搬出材積 50m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> 未満/ha チェーンソー造材、選木あり	482	328	
列状間伐(車輛系) (間伐率30%以上) 機械損料率計上あり	搬出材積 50m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> 未満/ha チェーンソー造材、選木あり	419	285	
定性更新伐(車輛系) (伐採率40%以上) 機械損料率計上あり	搬出材積 50m <sup>3</sup> 以上70m <sup>3</sup> 未満/ha チェーンソー造材、選木あり	496	337	

## Q2 昨年、造林補助事業により間伐を実施しましたが、その場所を伐採して駐車場にしても良いでしょうか？

造林関係の補助事業は、森林の多面的機能の維持・増進を目的として実施され、貴重な税金を財源としていることから、補助事業の施行地を、一定の期間は森林として適切に管理するよう義務として課せられており、補助事業実施の翌年にその場所を皆伐して駐車場に転用することは、義務違反となります。

具体的には、造林関係の補助事業は、補助事業の完了年度の翌年度の初日より起算して5年（一部事業については10年、又は15年）経過するまでの間（以下「制限期間」という。）は、次の行為をしないよう、法令に基づく義務が課せられています。

- ① 森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合を含む。）
- ② 立木竹の全面伐採除去（皆伐）
- ③ その他補助目的を達成することが困難となる行為

したがって、開発計画等がある森林については、あらかじめ補助事業の対象地から外してください。

なお、所有する（売買等の場合も含む）森林で過去に造林関係の補助事業を実施したかどうかの確認等、不明な点がありましたら、下記問い合わせ先（県農林事務所等）にお問い合わせください。

### 森林保険

森林の育成には、長い年月と多くの資金、手間が必要です。しかし、ひとたび災害に見舞われると、それらが一瞬にして失われ、その復旧には多額の費用がかかります。突然訪れる災害に備え、森林にも保険をかけることができます。それが「森林保険」です。特に造林補助金を受けた森林については、「森林保険」の加入に努め、補植、保育等の成林に必要な管理を行う必要があります。

■ 対象となる災害……………火災、雪害、風害、水害、干害、凍害、潮害、噴火災の8災害が対象となります。

■ 保険料及び保険金……………樹種、林齢、面積、契約期間によって異なりますが、スギ26年生（1 ha）を5年契約した場合は次のとおりです。

○ 保険料（一括払い） 40,427円（※毎年の分割払いもできます。）

○ 保険金（標準額） 2,790,000円

■ 問い合わせ・申込み先…森林組合連合会または最寄りの森林組合にお問い合わせください。

お問い合わせは、県の農林事務所（森林林業部）、森林組合、または市町村（林務担当課）までお願いします。

お問い合わせ先